

## 構造減免について

### ◎ 減免対象となる範囲

構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車で、次のいずれかの装置を装着したもの(8ナンバーで身体障害者輸送車、入浴車、車椅子移動車等)

- (1) 車椅子の昇降装置を装備しているもの
  - (2) 車椅子の固定装置を装備しているもの
  - (3) 浴槽を装備しているもの
- (注) ・リース車両も可。 ・車検が切れている車両は対象外です。  
・自家用、営業用は別は問わない。

### ◎ 減免申請の手続き

#### (1) 減免申請に必要な書類

- 軽自動車税減免申請書(構造)【様式第72号の3】
- 軽自動車税納税通知書
- 自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要) ※写し可
- 身体障害者用の構造になっていることが確認できる車全体を写した写真  
(車体の側面、後ろ面(ナンバープレートが写るように)、車内の様子)
- 個人で申請する場合はマイナンバーカード、通知カード等 ※原本のみ

#### (2) 申請期限

軽自動車税納税通知書が届いた日(通常は5月中旬)から納期限(通常は5月末日)までの開庁日

- ※ 申請期限日以降の年度途中の減免申請は受理できませんのでご注意ください。
- ※ 申請期限日までに申請をされなかった又は4月2日以降に取得した軽自動車等は、翌年の賦課期日に減免の対象となっていれば、翌年度に減免申請を行ってください。

#### (3) 申請窓口

高崎市役所2階資産税課又は各支所税務課

### ◎ 減免額

減免される税額はどの車種も全額減免(減免率100パーセント)になります。

#### ◎軽自動車税の減免についてのお問い合わせ先

<b>高崎市 資産税課 税務証明担当 027-321-1217(直通) 〒370-8501高崎市高松町35-1</b>			
倉渕支所 税務課	027-378-4523	新町支所 税務課	0274-42-1236
箕郷支所 税務課	027-371-9051	榛名支所 税務課	027-374-5110
群馬支所 税務課	027-373-1214	吉井支所 税務課	027-387-3114

なお、普通自動車に関する減免については、群馬県自動車税事務所(027-263-4343)へお問い合わせください。